

問い合わせ一覧

我孫子市社会福祉協議会	掲載P 2~3	〒270-1166 我孫子市我孫子1861	[TEL] 7184-1539 [FAX] 7185-9929 [e-mail] postmaster@abiko-shakyo.com
あびこ後見支援センター	8~9	〒270-1166 我孫子市我孫子1861 (我孫子市社会福祉協議会内)	[TEL] 7184-1539 [FAX] 7185-9929
ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ	12~13	〒270-1152 我孫子市寿2-27-41	[TEL] 7185-5233 [FAX] 7185-5243 [e-mail] avc@abiko-shakyo.com
居宅介護支援 (ケアマネジャー)	14	〒270-1166 我孫子市我孫子1861	[TEL] 7181-8071 [FAX] 7181-8072
訪問介護 (ヘルパー室)	14	〒270-1166 我孫子市我孫子1861	[TEL・FAX] 7183-9014
あい・あびこ	16	〒270-1166 我孫子市我孫子1861	[TEL・FAX] 7185-5889
移送サービス	17	〒270-1166 我孫子市我孫子1861	[TEL・FAX] 7185-5303
我孫子市結婚相談所 あびここいハート	18	〒270-1151 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ11階	[TEL] 7157-3900 [e-mail] wedding@abiko-shakyo.com
福祉ショップ&軽喫茶 ぽぽら	19	〒270-1151 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ1階	[TEL] 7165-2321
西部福祉センター	19	〒270-1168 我孫子市根戸917-1	[TEL] 7185-5818 [FAX] 7185-5839

◎地区社会福祉協議会

我孫子北地区社会福祉協議会	〒270-1164 我孫子市つくし野3-22-2-204 我孫子ビレジ・ショッピングセンター2F	[TEL・FAX] 7165-3434 [e-mail] kita@abiko-shakyo.com
我孫子南地区社会福祉協議会	〒270-1152 我孫子市寿2-27-41	[TEL・FAX] 7185-5117 [e-mail] minami@abiko-shakyo.com
天王台地区社会福祉協議会	〒270-1144 我孫子市東我孫子1-41-33 (近隣センターこもれび内)	[TEL・FAX] 7183-9009 [e-mail] tennoudai@abiko-shakyo.com
湖北地区社会福祉協議会	〒270-1122 我孫子市中里335-1 (スーパーマスタ湖北店内3F)	[TEL・FAX] 7187-2551 [e-mail] kohoku@abiko-shakyo.com
湖北台地区社会福祉協議会	〒270-1132 我孫子市湖北台3-1-1 (湖北台市民センター内)	[TEL・FAX] 7188-1410 [e-mail] kohokudai@abiko-shakyo.com
布佐地区社会福祉協議会	〒270-1101 我孫子市布佐2972-1 (近隣センターふさの風内)	[TEL・FAX] 7189-2119 [e-mail] fusa@abiko-shakyo.com

社会福祉法人

我孫子市社会福祉協議会

住所：〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子1861

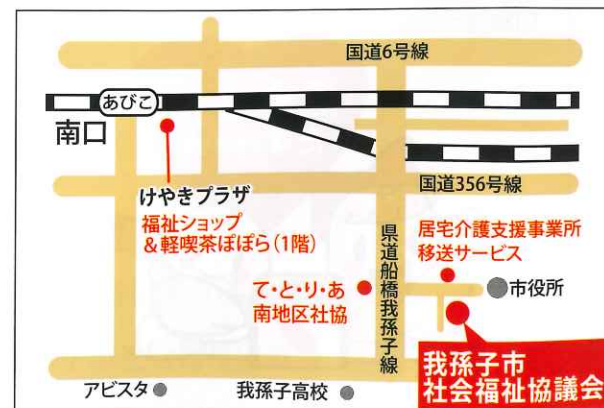
電話：04-7184-1539

FAX：04-7184-9929

メール postmaster@abiko-shakyo.com

HP <http://www.abiko-shakyo.com>

発行 平成27年10月 このパンフレットは、再生紙を使用しています。



安心とゆとりのまち 住み続けたいまちづくり

社協のしおり

保存版

あんしんカード を活用しよう

P10

- あんしんカード
配布について……………P11

地区社会福祉 協議会

P4

ボランティア市民活動 『て・と・り・あ』

P12

- ボランティア保険……………P12
- 介護保険
ボランティアポイント制度……………P12
- 施設利用のご案内……………P13
- その他事業……………P13

在宅のサービス

P14

- 社協で実施している介護保険事業……………P14
- 高齢者および中高年の介護予防支援事業……………P14
- 障害のある方への計画相談支援事業……………P15
- 障害者の生活支援 (ヘルパー派遣)……………P15
- 高次脳機能障害カフェ・認知症カフェ……………P16
- 住民参加型ホームヘルプサービス事業
あい・あびこ……………P16
- 大人用紙おむつ無料配布……………P16

あびこ後見 支援センター

P8

- 日常生活
自立支援事業……………P9

移送サービス 車イス・健康機器・ 備品の貸出

P17

我孫子市 結婚相談所 あびここいハート

P18

福祉ショップ&軽喫茶 『ぽぽら』

P19

さまざまな 資金貸付制度

P20

- 生活福祉資金貸付制度……………P20
- 善意銀行 小口貸付……………P21

- 西部福祉センター……………P19
- 寄付金受付……………P22
- 福祉サービスに対する苦情解決に向けて……………P21
- 共同募金運動……………P23

社会福祉法人



我孫子市社会福祉協議会
Abiko city council of social welfare.





社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、全国、都道府県・政令指定都市、市町村に設置されています。

社会福祉法第109条で、市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記されており、地域住民の皆様のご支援ご協力を得ながら行政との連携を密に様々な地域福祉事業を実施しています。

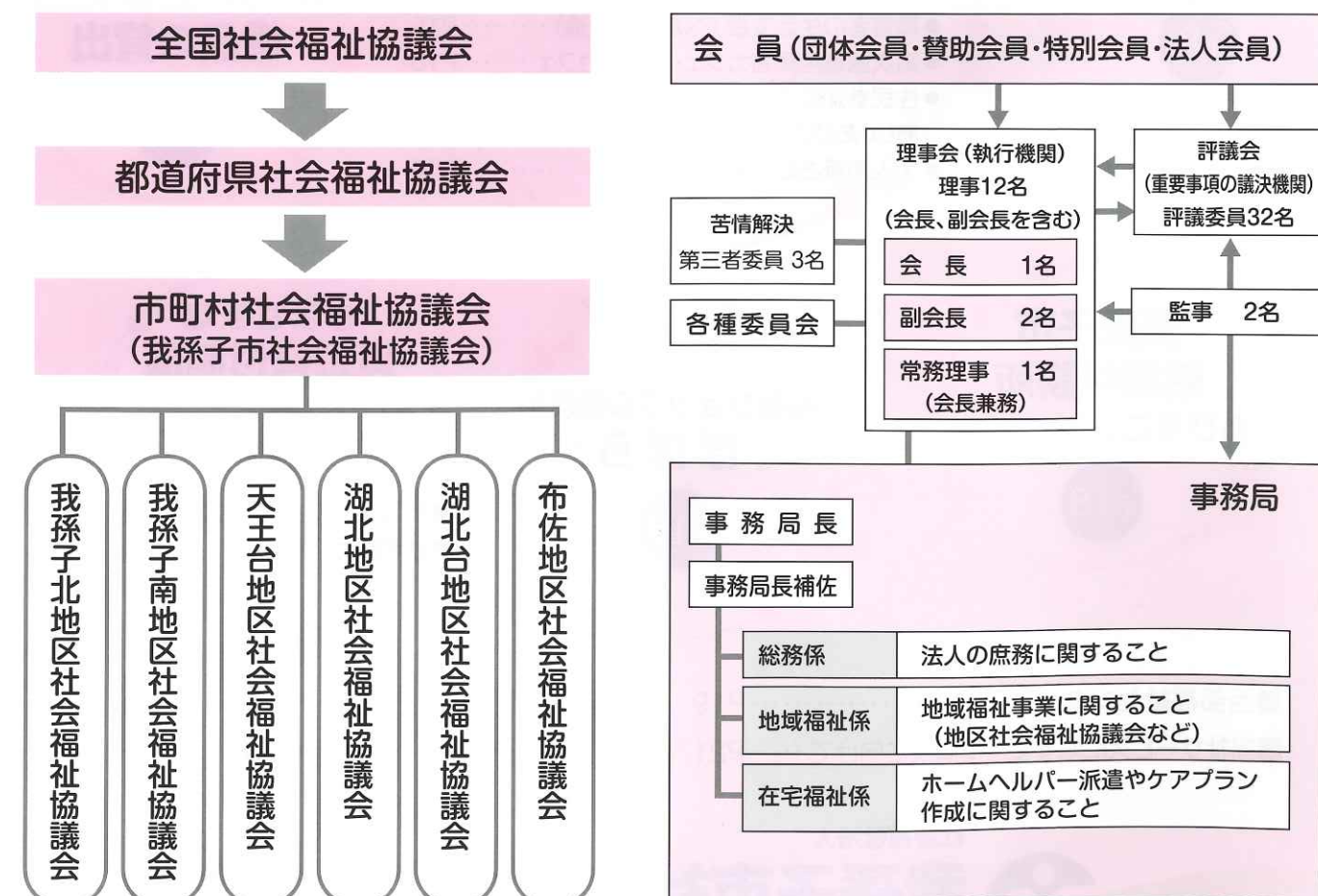
我孫子市社会福祉協議会は、昭和42年に社会福祉法人格を取得し、地域福祉事業、福祉サービス事業を行ってきました。また、平成9年からは、第1次地域福祉活動計画（5ヶ年計画）を策定、現在は第4次地域福祉活動計画後期計画を推進しています。

第4次地域福祉活動計画では、「つながり」や「見守り」・「安心」に対する事業に重点をおき、家族や個人に対しての「必要な生活支援」と隣人と「つながる」地域社会の支援を行い「地域福祉の推進」に総合的に取り組む体制を整え、事業を推進しています。

基本理念 安心とゆとりのまちづくり 住み続けたいまちづくり



運営組織図



社協の財源

会員会費

- ◆ 団体会費
- ◆ 賛助会費
- ◆ 特別会費
- ◆ 法人会費

共同募金分配金

- ◆ 赤い羽根募金
- ◆ 歳末助け合い募金からの配分金

寄付金

- ◆ 皆さまのご寄付
- ◆ 心の宝石募金箱

補助金

- ◆ 市補助金

公益事業

- ◆ 介護保険事業
- ◆ 結婚相談事業
- ◆ 介護予防事業

収益事業

- ◆ 福祉ショップ&軽喫茶ぽぽら
- ◆ 自動販売機

受託事業

- ◆ 西部福祉センター
- ◆ 各種福祉事業



社会福祉協議会 会員へのお願い

本会では「安心とゆとりのまち住み続けたいまちづくり」を目指し、「福祉のまちづくり」の実現のために様々な事業を展開しています。市内90%前後の自治会様に会員へのご協力をいただいております。皆様からの会費が社協を支える大きな原動力となっています。

市民の皆様や団体、法人の方々に社協の活動の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの皆様に温かいご協力をいただけますよう、お願いします。

会費の種類と会費（年額）

- 《団体会員（一世帯）》…… 200円
※自治会ごとにご加入いただいております。
- 《賛助会員》…… □ 1,000円
- 《特別会員》…… □ 5,000円
- 《法人会員》…… □ 10,000円



福祉情報の発信源として…

★広報誌「福祉の街へ」を年4回発行しています

福祉に関する情報などのホットニュースをお届けしています。

視覚障害者の方へは、市社協ホームページで音声版を聞いていただくことができます。

★ホームページによるご案内

社協の事業や中身をもっと詳しく知りたい方に、ホームページで情報を提供しています。

最新の情報を提供し、地域福祉の魅力を効果的に発信しています。

<http://www.abiko-shakyo.com>





地区社会福祉協議会



地区社協とは…

地区社会福祉協議会とは、住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている団体です。市内6地区に事務所を設置し、それぞれの地区の住民が活動の担い手となり地区の福祉課題を捉え、地区の実情に合った福祉活動を展開しています。

各地区社協では、重点事業や共通事業の他、それぞれの地域に合った福祉事業を実施しており、その活動内容は、年数回地区ごとに広報紙を発行し活動状況等をお知らせしています。ぜひご覧ください。



地区社協の活動方針

重点事業

(地区社協活動の中で最も重要な事業)

【1】見守り活動の推進

ご近所・隣人同士が自然に関わり合い、助け合う社会を構築するために、住民組織による助け合い活動を構築する必要があります。地域組織立ち上げ・継続的な支援を実施し、安心・安全なまちづくり、「共助社会」を目指します。

【2】世代間交流の推進

核家族化、少子高齢化などにより、人と人の繋がりが希薄化しています。そのような社会の中で幼児、子ども、若者、親、シニア、高齢者の結びつく場を設け、各世代が出来る範囲で社会の一員としての役割を担ってもらい、結びつく社会・関わり合う社会を目指します。

◆共通事業 (6地区全ての地区社協で実施する事業)

【1】地域懇談会

地域課題を話し合う場を設け、解決方法を検討し、実際の活動に繋げています。

【2】健康フェア

健康を啓発し、元気で生き生きとした生活を送れるように促しています。

【3】介護・介護予防教室

施設などと連携し、介護や介護予防のための学習の機会を設けています。

【4】子育てサロン

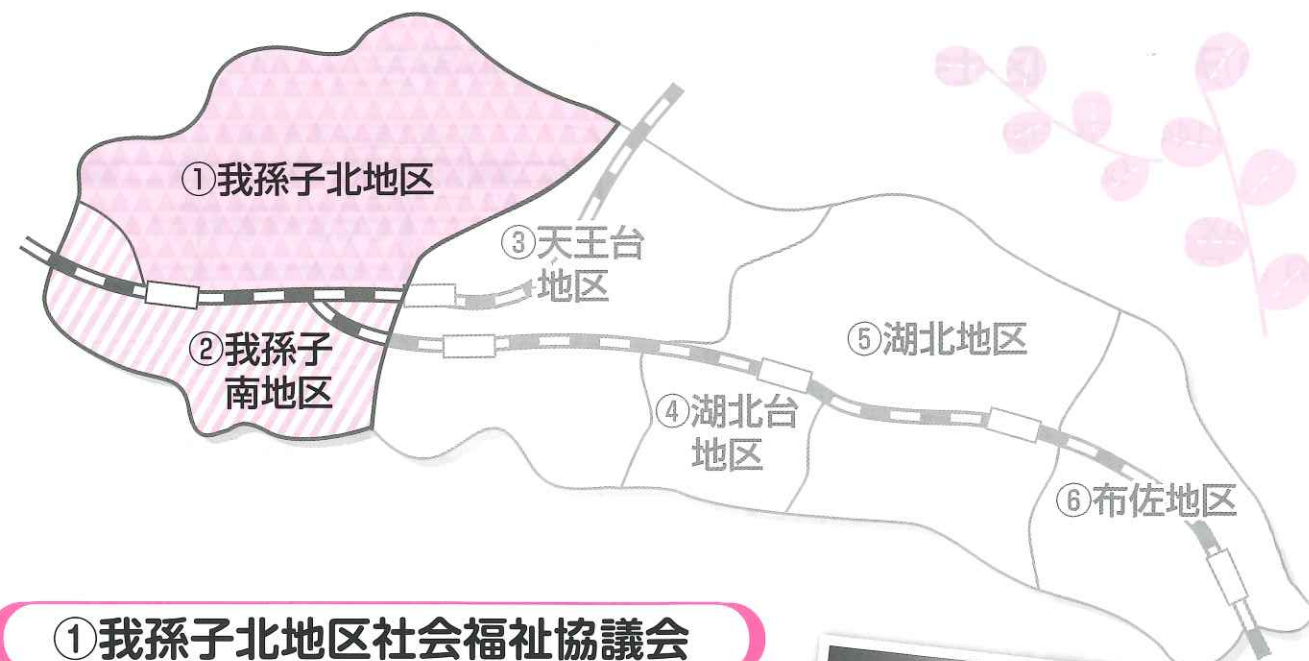
子育て中の親が交流する場、世代間交流を目指したサロンを開催しています。

【5】障害者福祉施設等の支援

障害者支援の一環として、販売やPRの場を設けています。

【6】次世代への福祉啓発

次世代を担う児童・生徒に対して、福祉を学び体験する機会を設けています。



①我孫子北地区社会福祉協議会

〒270-1164 我孫子市つくし野3-22-2-204
(我孫子ビレジ・ショッピングセンター2F)

☎・FAX: **7165-3434**

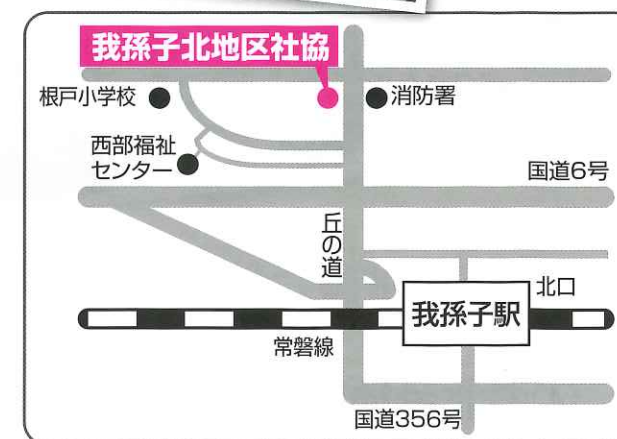
開設日: 月～金 9:00～16:00
※祝祭日・年末年始除く

E-mail: kita@abiko-shakyo.com

【担当エリア】布施・久寺家・根戸・つくし野・我孫子・並木 ほか



★認知症サポーター
フォローアップ講座



②我孫子南地区社会福祉協議会

〒270-1152 我孫子市寿2-27-41

☎・FAX: **7185-5117**

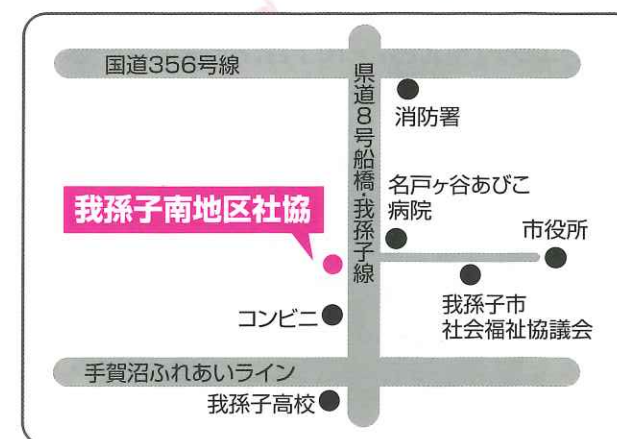
開設日: 月～金 9:00～16:00
※祝祭日・年末年始除く

E-mail: minami@abiko-shakyo.com

【担当エリア】台田・船戸・白山・本町・緑・寿・栄・若松・我孫子新田・根戸新田 ほか



★福祉フェスティバル



③天王台地区社会福祉協議会

〒270-1144 我孫子市東我孫子1-41-33
(近隣センターこもれび内)

FAX : 7183-9009

開設日：月～金 9:00～16:00

※毎月第2・4火曜日・祝祭日・年末年始除く

E - m a i l : tennoudai@abiko-shakyo.com

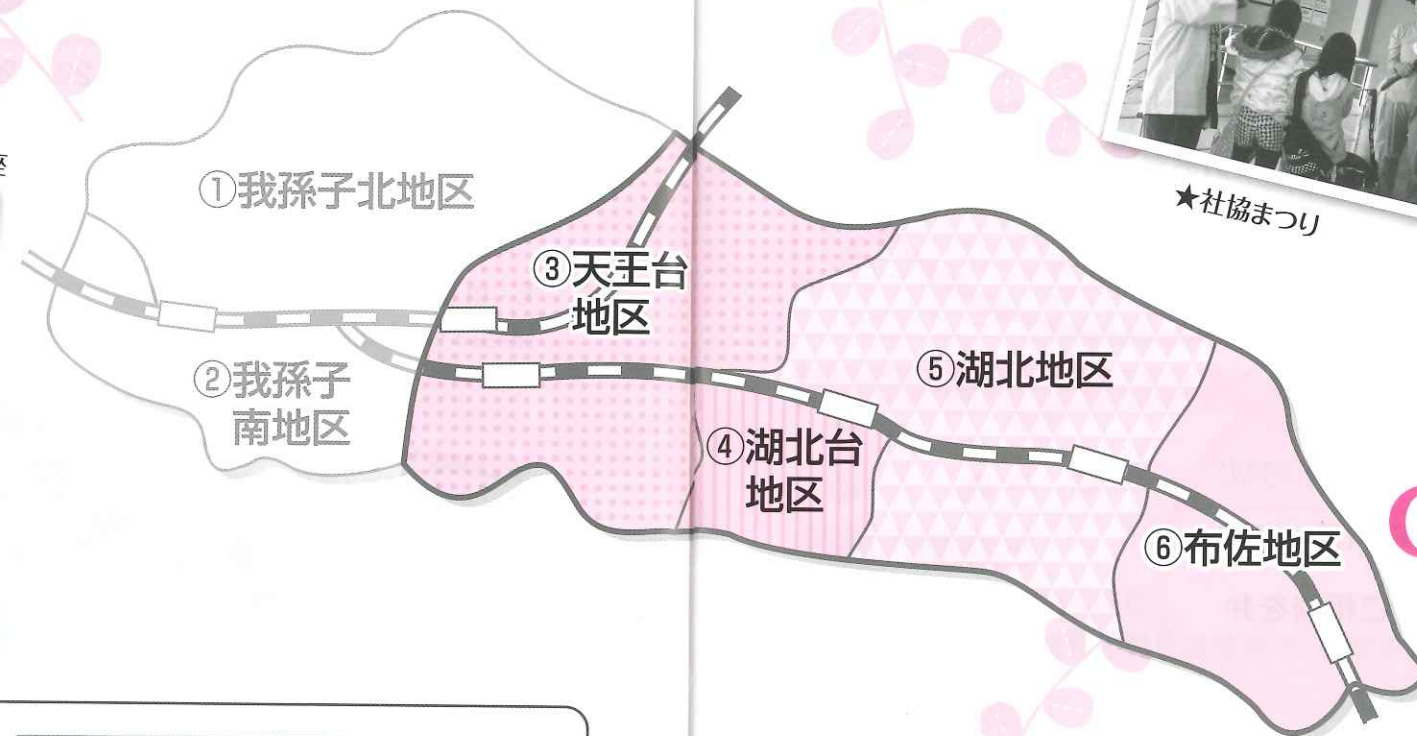
【担当エリア】柴崎・柴崎台・青山・青山台・南青山・泉・天王台・東我孫子・高野山・高野山新田・下ヶ戸・岡発戸・岡発戸新田・都部・都部新田・我孫子の一部 ほか



★のびっ子クラブ



★シニアいきいき講座



④湖北台地区社会福祉協議会

〒270-1132 我孫子市湖北台3-1-1
(湖北台市民センター内)

☎·FAX : 7188-1410

開設日：月～金 9:00～16:00

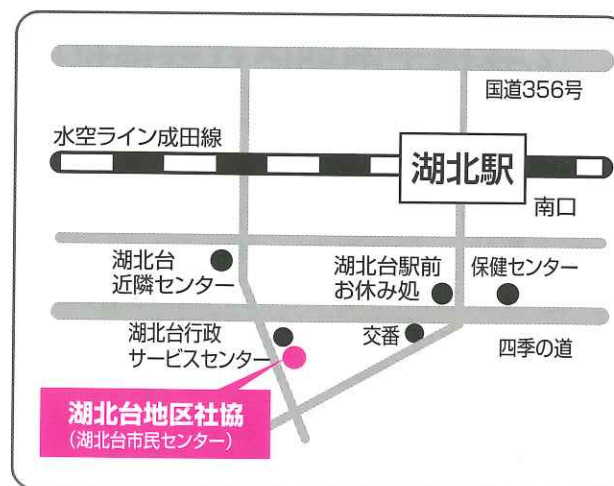
※祝祭日・年末年始除く

E - m a i l : kohokudai@abiko-shakyo.com

【担当エリア】湖北台1～10丁目、都部新田の一部 ほか



★健康まつり



★高校生の子育てサロン



★星空ウォッチング

⑤湖北地区社会福祉協議会

〒270-1122 我孫子市中里335-1
(スーパーマスダ湖北店内3F)

☎·FAX : 7187-2551

開設日：月～金 9:30～16:30

※祝祭日・年末年始除く

E - m a i l : kohoku@abiko-shakyo.com

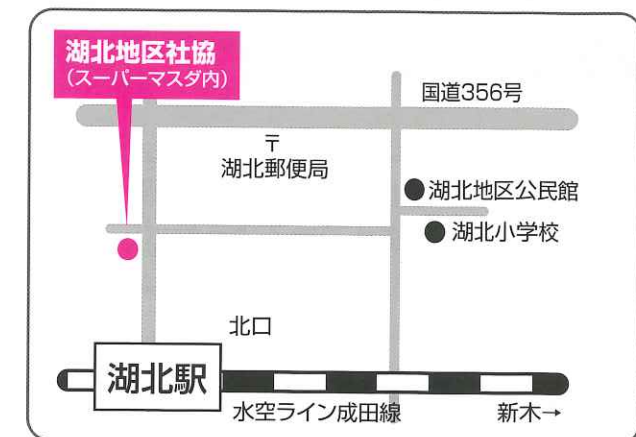
【担当エリア】中峠・中峠台・都部・都部新田・中里・日秀・
古戸・新木 新木野・南新木・江蔵地 ほか



★社協まつり



★独居高齢者バス旅行



⑥布佐地区社会福祉協議会

〒270-1101 我孫子市布佐2972-1
(近隣センターふさの風内)

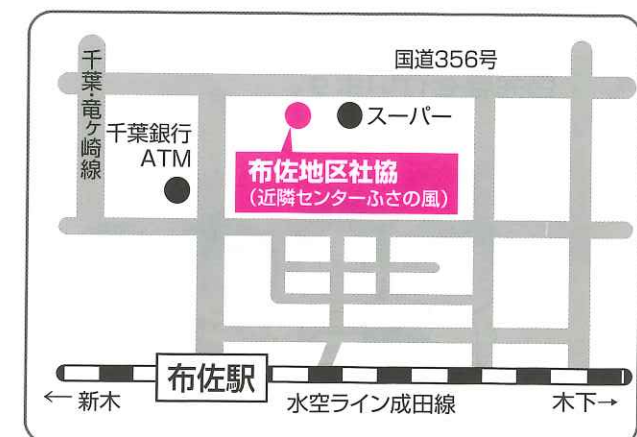
☎·FAX : 7189-2119

開設日：月～金 9:00～16:00

※第2・4水曜日・祝祭日・年末年始除く

E - m a i l : fusa@abiko-shakyo.com

【担当エリア】布佐・布佐下・布佐平和台・新々田・都・
布佐西町・浅間前 ほか





あびこ後見支援センター

平成27年10月1日にあびこ後見支援センターを開設しました。これまでの日常生活自立支援事業に加え、成年後見にかかわる事業も行い、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるようサポートしてまいります。

成年後見制度に関する相談

成年後見制度って何？どうやって利用するの？といったお悩みの方にご説明します。また、後見の書類作成のお手伝い等の支援を行います。

法人後見の受任

我孫子市民で、経済的な理由等で他に適切な後見人を得られない方の後見等を引き受けます。

成年後見等の弁護士相談〈予約制〉

(平成28年1月～実施)

成年後見制度に関するご相談を弁護士が行います。詳細はお問合せください。

その他の事業

成年後見制度の普及・啓発等を行います。



日常生活自立支援事業 (詳細は9ページ)

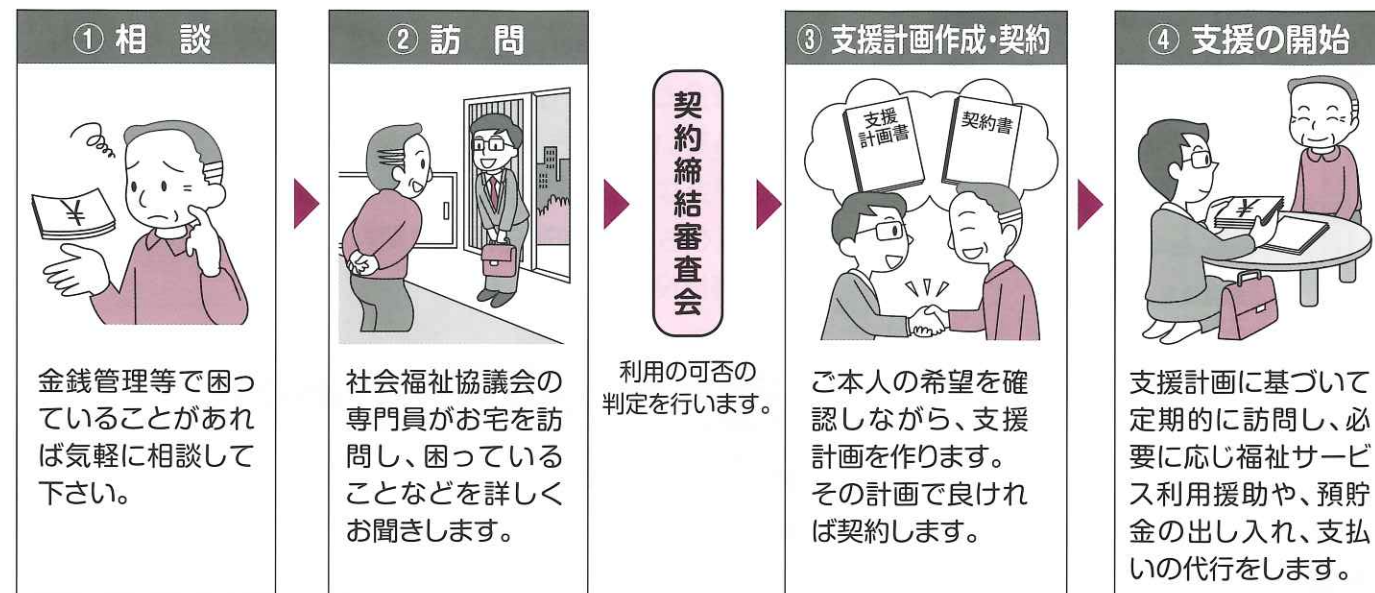
自分の判断で福祉サービスを利用したり、利用料を支払ったりすることが困難な方が、自立した生活を送れるように支援する事業です。



日常生活自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

サービス利用までの流れ



無 料

有 料

内 容

- ① 福祉サービスの利用援助**
福祉サービスの情報提供や苦情解決、事務手続きの代行など
- ② 財産管理サービス**
預貯金の出し入れ、支払いの代行をします
- ③ 財産保全サービス**
大切な財産(通帳・実印・不動産権利証等)を貸金庫で保管
※財産保全サービスだけの利用はできません。

対 象 者

- 在宅で生活されている高齢者・障害者で、福祉サービスの利用や、日常の金銭管理等がうまくできない方や心配な方
- 利用に必要な契約内容を理解できる方

利用料金

- [年会費]
3,600円
 - [利用料]
30分あたり500円
 - [財産保全料] (③のサービス利用料)
年額3,000円
- ※相談や支援計画の作成は、無料で行います。
※生活保護世帯は無料です。

お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539 FAX 7184-9929

「あんしんカード」を活用しよう!

～このカードが大切な人を守ります～



自宅で具合が悪くなり救急車(119番出動)を呼んだ時、又は、災害時の安全と安心を守る取組として、あんしんカードの配布事業を実施しています。救急医療の現場では、数分単位で生死を分けることが少なくありません。救急隊が保管しているあんしんカードの情報をもとに、搬送先医療機関などと連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てます。

あんしんカードがあると…

救急隊や病院が

- 家族などの緊急連絡先に連絡
- かかりつけ医に連絡をして、病状の確認
- 持病や服薬の情報を確認し、迅速な救命措置を行うなど必要に応じて、あんしんカードを活用します。

◆あんしんカードの記入内容

記入日 平成 年 月 日	変更日 平成 年 月 日	変更日 平成 年 月 日
氏名 ふりがな (男・女)		
住所 我孫子市		電話
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 血液型		
かかりつけの病院	電話	
持病	ある() なし	
アレルギー(食品名など)	ある() なし	
その他		

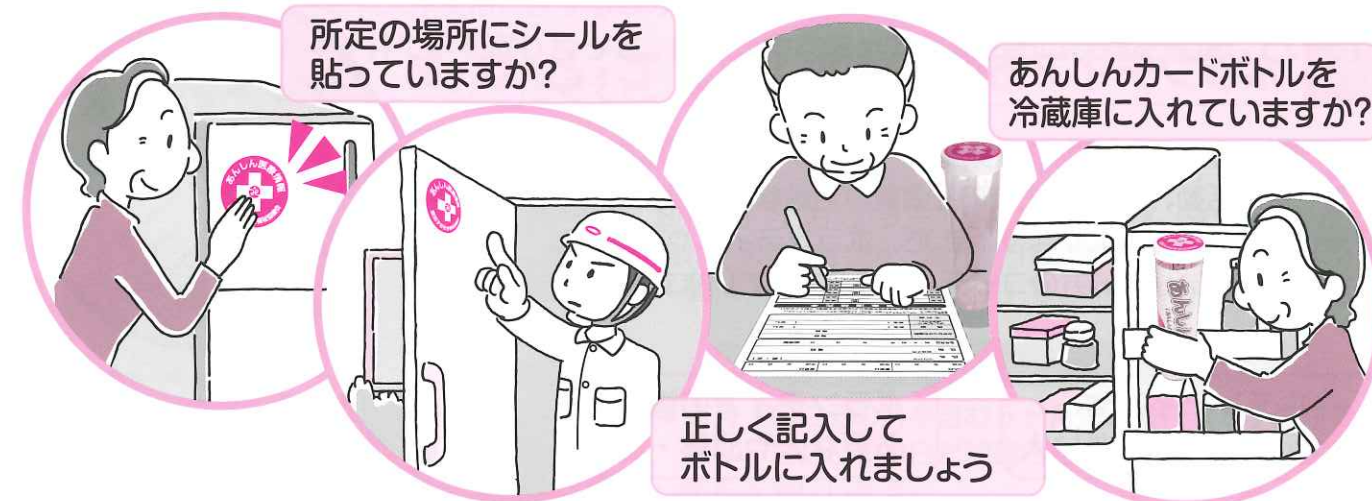
●持病やアレルギーのない方は必ず「なし」に○をつけてください。
●その他の欄には、ペースメーカーや人工透析(透析)など救急隊に伝えたいことを記入してください。
緊急の場合の連絡先(同居家族や親族など)を優先する順番にご記入ください。

◆緊急連絡先◆			
氏名	続柄	電話	
住所		携帯	
氏名	続柄	電話	
住所		携帯	

かけつけた救急隊員がすぐに「あんしんカード」を探し出す必要があります。そのための最適な場所が冷蔵庫です。ほとんどの家で冷蔵庫は台所にあるので、「あんしんカード」がどこにあるかすぐにわかります。

あんしんカードを正しく使いましょう

あんしんカードの内容を書き換えず、古い情報のまま使用すると適切な処置を受けることができません。記入内容に変更がある方は、新しい情報に書き換えましょう。新しいカードは無料で差し上げています。



あんしんカードの配布について

★ 無料配布

- ① 65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの世帯

★ 有料配布 1セット:100円

- 購入希望者の方には、我孫子市社会福祉協議会、6地区社協で販売します。
- 1世帯にボトル(筒)は1本で、カードを人数分お渡しします。

【あんしんカード取扱先】

名 称	取扱日	住 所	連 絡 先
我孫子市社会福祉協議会	月～金 8:30～17:00	我孫子1861	☎7184-1539
我孫子北地区社会福祉協議会	月～金 9:00～16:00	つくし野3-22-2-204 我孫子ビレジ・ショッピングセンター内	☎7165-3434
我孫子南地区社会福祉協議会	月～金 9:00～16:00	寿2-27-41	☎7185-5117
天王台地区社会福祉協議会	月～金 (第2・4火曜日休み) 9:00～16:00	東我孫子1-41-33 近隣センターこもれび内	☎7183-9009
湖北地区社会福祉協議会	月～金 9:30～16:30	中里335-1 スーパーマスタ 湖北店内3F	☎7187-2551
湖北台地区社会福祉協議会	月～金 9:00～16:00	湖北台3-1-1 湖北台市民センター内	☎7188-1410
布佐地区社会福祉協議会	月～金 (第2・4水曜日休み) 9:00～16:00	布佐2972-1 近隣センターふさの風内	☎7189-2119

問い合わせ先 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539 FAX 7184-9929

ボランティア・市民活動の相談は て・と・り・あへ

ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ

ボランティア市民活動コーディネーターが常駐し、ボランティア・市民活動、NPO、企業の社会貢献活動などの相談支援・コーディネートをしています。また、ボランティアや市民活動に協力をお願いしたい方のコーディネートをしています。



「て・と・り・あ」とは、「共に手を取り合う」という意味で作られた造語です。

ボランティア保険

社会福祉協議会では、無料でボランティア保険をかけています。(社会福祉協議会が負担) この保険には、「て・と・り・あ」で登録が必要です。活動される方は、ぜひ登録してください。

＜対象となる方＞

- ①個人でボランティア活動をしている方(または、しようとしている方)。
- ②我孫子市を中心に活動する団体で、会員数が5人未満の団体。(5人以上の団体は、我孫子市の市民公益活動補償制度の対象となります)

ボランティアや市民活動をはじめたい人

ボランティアの協力が
必要な人や団体・施設

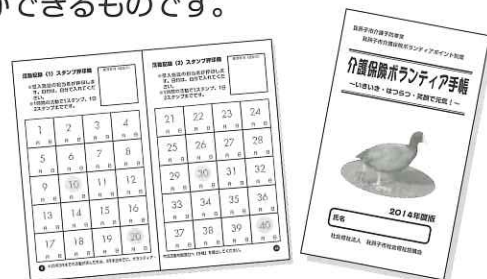


コーディネーター

我孫子市介護保険ボランティアポイント制度のご案内

この制度は、ボランティア活動を通じて積極的な社会貢献に役立てるとともに、自らの介護予防を推進することが目的です。

内容は、事前に登録をした65歳以上の市民の方が、市内の指定された受入施設等にてボランティア活動に参加し、その実績に応じて付与されるポイント数に対して年間最大5,000円の交付金を受け取ることができるものです。



＜申込みが出来る方＞

下記の条件を満たしている方にお申込みいただけます。

- 市民で65歳以上の方(我孫子市介護保険第1号被保険者)
- 要介護(要支援)認定を受けていない方
- 介護保険料に未納、滞納のない方

申込み・登録

我孫子市介護保険ボランティアポイント制度のパンフレット(オレンジ色)に刷り込まれている専用ハガキをご利用ください。

《パンフレット設置場所》

- 社会福祉協議会
- 高齢者支援課
- 西部福祉センター
- 行政サービスセンター
- 各地区社協

「て・と・り・あ」施設利用のご案内

「て・と・り・あ」は主にボランティア活動や市民活動、自治会や学校活動など、また、企業の社会貢献活動の支援を目的とした施設ですが、サークルや趣味活動などでもご利用いただけます。(但し、政治・宗教・利益目的活動や公序良俗に反するものは利用できません。)

「様々な団体・人々が共に手を取り合って、知恵と力を集めて我孫子市の課題を解決していく」そのような活動の支援をしていきたいと考えています。



「て・と・り・あ」では、「会議スペース」「フルカラー印刷機」「フルカラーコピー機」「FAX(送信のみ)」が有料で利用できます。また、「紙折り機」「断裁機」「フリースペース」「情報コーナー」などが無料で利用できます。

会議スペース・フルカラー印刷機の予約方法

- 毎月1日にその月を含む6ヶ月先の末日まで予約ができます。ただし、1日が閉館日と重なる場合は翌開館日に予約を受付します。

※社協行事などですでに予約されている場合があります。
※重複した場合は抽選とさせていただきます。

対象の団体に対して「会議スペース」の使用料無料、「フルカラー印刷機」の利用料金を優遇しています。

対象団体は、

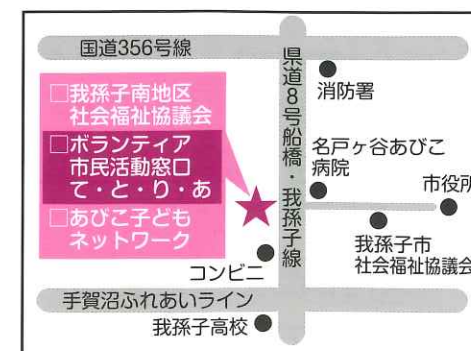
- ボランティア・市民活動団体(要登録申請)
- これから社会貢献を始める方
- 学校活動(幼稚園・保育園～大学)
- 自治会・自治会連合会・まちづくり協議会
- 障害者当事者団体



利用方法や料金の詳細はホームページまたは「て・と・り・あ」までお問い合わせください。

その他事業

- ボランティア・市民活動団体の紹介・助成金支援
- 広報紙「てとりあ」・ボランティアガイドブックの発行
- 様々なボランティア講座やイベントの開催
- ボランティア・市民活動団体立ち上げ支援
- 福祉教育・青少年ボランティアの育成
- 傾聴ボランティア派遣事業
- 視覚障害者の遠方への外出支援(JBOS)
- 各種イベント実行委員会への参画
- 収集ボランティア事業(古切手、書き損じハガキ、使用済みインクカートリッジ・プリペイドカード、使わなくなった入れ歯・金歯などを集めています。)



問合せ先

ボランティア市民活動相談窓口
て・と・り・あ ☎7185-5233

〒270-1152 千葉県我孫子市寿2-27-41
電話 04-7185-5233 FAX 04-7185-5243
メール avc@abiko-shakyo.com
開館時間 月曜～金曜 9:00～17:00
お休み 土・日・祝日・年末年始
ホームページ <http://abiko-shakyo.com>

在宅のサービス

*法律の改正により、記載内容が変更になることがあります。

社協で実施している介護保険事業のサービスは2種類です。

① 居宅介護支援(ケアマネジャー)

★利用者がその人らしく在宅で安心して暮らしてゆくことができるように応援します。

ケアマネジャーとは

- 介護サービス利用計画書(ケアプラン)の作成
- サービスの手配・変更・調整
- 在宅介護に関する相談、アドバイス 他
を行う専門職です。



問 合 せ 先

ケアマネ室直通 ☎7181-8071

② 訪問介護(ホームヘルパー)

★ケアマネジャーなどが作成したケアプランに基づいてホームヘルパーが訪問します。利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援します。

要介護者への支援

- ・生活援助(調理・洗濯・買い物等)
- ・身体介護(入浴・排泄・食事の介助等)

要支援者への支援

- ・ホームヘルパーと共に家事等を行い、要介護状態になることを予防し、自立した生活ができるように支援します。

★介護保険で対応できない支援(病院内介助等)については、独自サービスも利用できます。

問 合 せ 先

ヘルパー室直通 ☎7183-9014

高齢者および中高年の介護予防支援事業

市内在住の方 40歳以上の皆様

- *この頃、体力が衰えてきたな…
- *この頃、物忘れが多くなってきたな…
- *話し相手がほしいな…

日常生活の中でこんな事を感じた方は、「介護予防事業」をご利用ください。また、お一人暮らしなどで、お話し相手が欲しい方はお話しボランティアを派遣いたします。

*体力を維持したい方へ

A ストレッチクラブ	場所「西部福祉センター内」	火・金・土曜日午前	転倒予防のための運動
B 楽しく筋トレクラブ	場所「西部福祉センター内」	金曜日午後	筋力維持のための運動

*物忘れを予防したい方へ

能力クラブ	場所 ①「西部福祉センター内」	木曜日午前	読み・書き・計算等
	②「布佐地区社会福祉協議会内」	木曜日午後	読み・書き・計算等
	③「湖北地区社会福祉協議会内」	水曜日午前	読み・書き・計算等

*傾聴ボランティアの派遣希望の方へ

ボランティアを自宅に訪問させて頂き「心に寄り添い」楽しい時間を一緒に過ごさせて頂きます。

問 合 せ 先

ケアマネ室直通 ☎7181-8071

障害のある方への計画相談支援事業

障害があっても、自分らしく生活していきたい。より豊かに地域で過ごしたい。その声を聞かせてください。希望への実現に向けて一緒に考えます。

■相談支援事業所って？

障害のある方やその家族から様々な不安や悩みなどの相談をお受けします。

地域で安心して生活をしていただくために、必要なサービスが利用できるようにお手伝いをいたします。

■相談を受けてくれる人は？

相談支援専門員といいます。

※社会福祉協議会では、相談支援専門員の研修を受けた介護支援専門員(介護保険ケアマネジャー)が相談をお受けします。

■どんな相談ができるの？

- ・どんなサービスがあるか知りたい。
- ・サービスを使いたいけれど、どうしたらよいかわからない。
- ・日常生活で困っているけれど、どうしたらよいかわからない。

対象者

我孫子市内にお住まいの障害のある方、またはその家族

サービス利用までのながれ

- ① 相談受付
- ② 面接及び契約
- ③ 原案の作成
- ④ サービス利用計画
- ⑤ 支給決定
- ⑥ 関係者会議の実施
- ⑦ サービスの提供開始

利用料金

自己負担はありません。ただし、市外での調整などを行う場合は交通費実費負担あり。

問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

障害者の生活支援 ～ヘルパーを派遣しています～

◇福祉サービスを利用しながら自宅で生活を続けたい

◇ひとりでは外出することが困難だが、外出や社会参加をしたい など

社会福祉協議会でのサービス【ホームヘルパー派遣の内容】

介護給付

《居宅介護》 洗濯・掃除・調理・入浴介助・通院介助などを行います

《重度訪問介護》 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への総合的な支援を行います。

《同行援護》 視覚障害者の方が移動する際に必要な視覚的情報を支援、必要に応じて外出先での排泄・食事などの介護を行います。

地域生活支援事業(市受託事業)

ガイドヘルパー
の派遣

代筆代読ヘルパー
の派遣



※「障害者総合支援法」に基づいたサービス内容です。法改正によって変更になる場合があります。

問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

高次脳機能障害カフェ・認知症カフェ

高次脳機能障害カフェ

当事者の方々が思いを共有でき、社会参加へつながる居場所づくり。

※高次脳機能障害は、脳卒中や交通事故など、様々な原因で脳の一部に損傷をきたしたために体の障害とは別に、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態をいいます。

認知症カフェ

●認知症初期の方が社会参加ができ、自分の思いや生活の中で不安と感じていることを話せる場。

●ご家族が介護に関することや思いを話せる場。

●介護経験のある方が介護を振り返り思いや工夫を伝える場。

身近で居心地の良い、
それぞれのカフェで
お過ごしください。

問 合 せ 先 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

住民参加型ホームヘルプサービス事業 あい・あびこ

あい・あびこは、住民が住民を支え合う、住民参加型・有料・在宅援助の会です。市内在住の高齢者や障害者、一人親世帯及び病気やケガなどで家事が困難な方、産後間もないお母さんの日常生活を支えるための援助を行っています。

生活支援を有償化することによって、ご利用者が気軽に依頼でき、継続した支援が受けられるようになっています。利用される方も、援助する方も会員制で行っており協力会員は、助け合いの気持ちを持って活動しています。

援助内容

食事作り・掃除・洗濯・買い物・お話し相手・代筆・代読・投薬の受け取りなど

ご利用時間と料金

月～金曜日 9:00～17:00 ●最小限:1時間/1,000円、その後30分毎に500円

上記以外の時間・土・日・祝日 ●最小限:1時間/1,100円、その後30分毎に550円

ご利用申込み

ご利用、ご相談を希望される方は、下記の事務所まで電話でお申込みください。後日、コーディネーターがお宅へお問い合わせ致します。

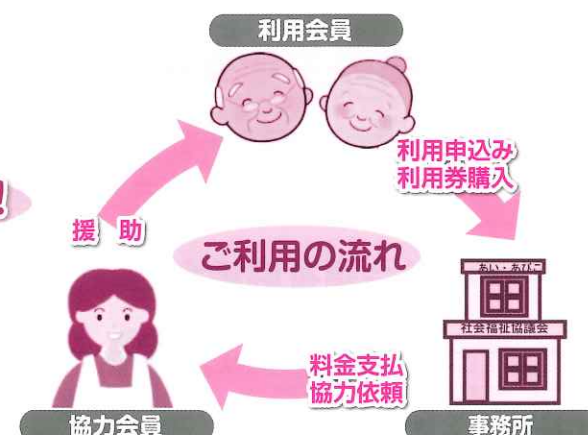
協力会員随時募集中!

問 合 せ 先

あい・あびこ事務所 ☎・FAX. 7185-5889

〒270-1166 我孫子市我孫子1861

開設日 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)



大人用紙おむつ無料配布 (寝たきりや認知症の方へ)

●対象者…市内在住65歳以上で同居の家族が介護していて、寝たきり、又は認知症状態が3ヶ月以上継続している方。

●内 容…年3回(4.8.12月)に配布紙おむつ(テープ式またはパンツ式)、尿取りパットのリストから1種類お選びいただき宅配でお届けします。

●申 請…電話でご連絡ください。申請書類を送付します。初回申請受付は、支給月の前月末締め切りです。

問 合 せ 先 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

移送サービス

福祉有償運送事業登録
関千福第7号

社協では、高齢者や障害者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な方の外出を支援しております。

Q 利用できるのはどんな人?

A 利用できる方の条件は以下のとおりです。
・要介護認定 ・要支援認定 ・障害をお持ちの方(内部障害・知的障害・精神障害を含む)
のどれかに該当し、公共交通機関(電車、バス、タクシー)の使用が困難な方が利用できます。

Q 利用するにはどうしたらいいの?

A まず電話連絡をお願いします。その後、移送サービス職員が自宅へお伺いし、面接をさせていただきます。面接の結果、利用可能な身体状況であることが確認できたら、利用登録となります。

Q 料金はいくらかかるの?

A 利用料(1日350円)と燃料代(走行距離km×30円)の合計金額を利用月の翌々月に金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。登録料、年会費等はかかりません。

Q 利用回数の制限はあるの?

A 1週間に3回まで(往復利用は2回と数える)です。但し、車イスの方は4回まで利用できます。

Q どんな事に利用できるの?

A 通院、買い物等に利用できます。

Q どこまで行ってくれるの?

A 我孫子市内と周辺地域です。



申込み・問合せ先

移送サービス事務所 ☎7185-5303

月～金曜日 8:30～16:00

(夏季休暇・年末年始・祝日除く)

車イス・健康機器・備品の貸出

【備 品】 ○プロジェクター ○発電機(2台) ○スクリーン
○ワイヤレスアンプ ○高齢者疑似体験セット

【福祉機器】 ○車イス ○スロープ

【健康機器】 ○骨健康測定器(1台) ○血管年齢計(2台) ○体組成計(2台)
○握力計(2台) ○身長計(1台) ○血圧計(2台)
○長座体前屈測定器(2台)

●利用料…無料

●申込み…電話で予約の上、社協までおこしください

問 合 せ 先 我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539



我孫子市結婚相談所 あび♥こい♥ハート

幸せな家庭生活は、まず良きパートナーを得ることです。ともに歩むパートナーを探してみませんか？

結婚相談所では、結婚を望んでいる方に、広い範囲から良縁が得られるようお手伝いを致します。ベテランの相談員が秘密を守り、誠意をもってご相談に応じます。尚、ご登録は市内・市外問いません。気軽にご利用ください。

また、年数回、お見合いパーティーやバスツアー等のイベントも企画しています。



相談日時・場所

【相談日時】 ●第1・3（土）●第2・4（日）
●毎週木曜日
10：00～19：00
（ご予約は18：00最終受付といたします）
※日時等変更する場合がありますので、ホームページ等でご確認ください。

【場 所】 けやきプラザ 11F

相談予約

○相談日と時間を予め電話（FAX）又はメールで予約をしてください。予約は、先着順といたします。

○相談は、予約をされた方が、優先となります。

■新規登録の方は、お一人90分

■すでに登録された方は、お一人45分

申込みに必要な書類

- ①独身証明書1通（本籍地の市役所等で発行しています）
- ②本人確認のための証明書のコピー1通（健康保険証・運転免許証・旅券・住民票等）
- ③申込書 ④紹介書 ⑤誓約書 ⑥写真2枚（127mm×89mm）※3ヶ月以内に撮影されたもの
- ⑦登録手数料3,000円 ※③④⑤は、指定様式があります。

システムのご案内



問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会

結婚相談担当 ☎7157-3900

E-mail : wedding@abiko-shakyo.com



結 婚

福祉ショップ&軽喫茶 ぽぽら

我孫子駅南口けやきプラザ1階に「福祉ショップ&軽喫茶ぽぽら」があります。

大きな窓から差し込む光で店内は明るく落ち着ける空間になっており、充実したランチメニューやデザート、リーズナブルな価格で楽しめます。注文を受けてから抽出するドリップコーヒーは絶品。是非ご賞味ください！

また、福祉施設の手作り製品などを販売するショップも併設され、野菜やクッキー、マドレーヌなどの焼き菓子、手づくりのかわいい小物雑貨がたくさん並んでいます。

くつろぎやすくゆったり過ごせるスペースとなっております。



おすすめメニュー

- シフォンケーキセット
- ランチセット
（五穀入り梅しらすのピラフ）



梅としらすのピラフランチ

おすすめシフォンケーキ



手作り製品



【住 所】 我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ1階

【営業時間】 午前10：30～午後6：00（LO 午後5：30）

【定 休 日】 月曜日（ただし月曜日が祝日の場合は営業。翌日火曜日が休業）

けやきプラザや南近隣センター会議室利用の方々に出前を承ります！お気軽にお申し付けください。

西部福祉センター

※この施設は、社会福祉協議会が指定管理者となり、我孫子市から運営を委託されています。

この施設は、老人福祉センター（地域の高齢者に対しての相談や健康増進、教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設）と地域福祉センター（福祉ボランティアの活動の場を提供する施設）の2つの機能をもった複合施設です。ぜひ、ご利用ください。

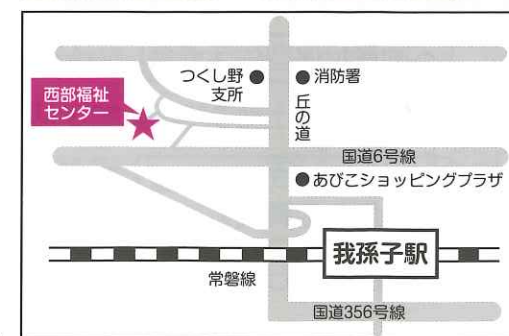
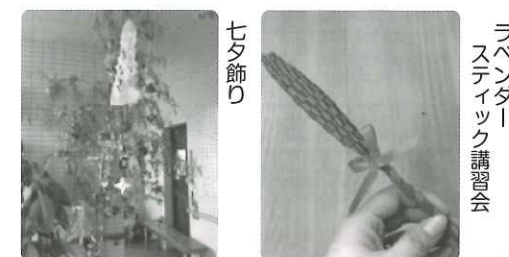
利用時間 午前10：00～午後4：00
（浴室利用は午後3：00まで）

休 館 日 毎週月曜日、隔週火曜日（第1、第3、第5週）、祝祭日（敬老の日除く）、年末年始

利 用 料 老人福祉センター
▶市内在住60歳以上の方は無料
▶市内在住60歳未満の方で市内老人クラブ会員の方は1回100円

※初めてご利用の際は、お名前、住所、年齢の確認ができるものをお持ちください。

問 合 せ 先 西部福祉センター ☎7185-5818





資金貸付制度



生活福祉資金貸付制度

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、資金の貸付と社会福祉協議会及び民生委員等による必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的な自立生活の安定を図ることを目的として千葉県社会福祉協議会が実施主体となり運営しています。市の社会福祉協議会が窓口となって相談の受付をしています。

○生活福祉資金の種類と限度額

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とする方への貸付。生活費や住宅入居費、一時生活再建費の貸付があります。

※生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることが要件となっています。

【限度額】 詳細はお問い合わせください。

福祉資金

福祉費

生業費・技能習得費・住宅改築費・福祉用具等購入費・障害者自動車購入費・療養費・介護費・災害援護費・冠婚葬祭費・その他日常生活上一時的に必要な経費等

【限度額】 費目によって異なりますので、詳細はお問い合わせください

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要生活費

【限度額】 10万円以内

教育支援資金

教育支援費

高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の修学に必要な経費

【限度額】 〈高校〉月3.5万円以内 〈高専・短大〉月6万円以内 〈大学〉月6.5万円以内

就学支度費

高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費

【限度額】 50万円以内

不動産担保型生活資金

不動産担保型生活資金

高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地評価額 1,000万円以上）

【限度額】 ・土地の評価額の70%以内 ・月額30万円以内

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地・建物評価額 500万円以上）

【限度額】 ・土地及び建物の評価額の70%以内 ・月額は保護基準の1.5倍以内

問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539



善意銀行 小口貸付

市民の皆様からいただいた善意のご寄付を原資として、一時的、緊急性のある困窮世帯に対し、生活費のつなぎ資金を貸付しています。

※この貸付には、民生委員の調査意見書が必要です。

貸付限度額	10万円
据置期間	2ヶ月
償還期限	10ヶ月



問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539



福祉サービスに対する 苦情解決に向けて

我孫子市社会福祉協議会では、本会が提供する福祉サービスを市民の皆様にご満足してご利用いただく為、福祉サービスの質の向上の為に、苦情解決制度を設けています。
この制度は、

- 一、ひとり一人の権利を擁護します
- 二、誠意を持って最後まで解決に努めます
- 三、苦情等の内容については秘密厳守します
- 四、苦情の解決と共にさらなるサービスの質の向上に努めます

本会の福祉サービスをご利用の方、又はご家族等からお申出ください。なお、解決に至らない場合は、千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正委員会」が介入し、問題の解決に取り組みます。
なお、本会では、解決に向けた取り組みが適正に行われているか、立会い、助言を行う「第三者委員」を3名設置しています。

問 合 せ 先

我孫子市社会福祉協議会
苦情解決制度担当 ☎7184-1539



寄付金受付 善意のご寄付 よろしくお願いします。

社会福祉協議会では、福祉活動へのご寄付を随時受付しております。皆様からいただいた寄付金は、生活困窮世帯への貸付資金の原資として、また社会福祉事業等へと充てさせていただいております。

また、指定寄付金の受付もしており、ご寄付いただく方のご要望に合わせた寄付先と一緒に探しています。イベントでの募金活動や香典返しの代わりとしてご寄付くださる方など、たくさんの方々からご寄付いただいております。是非ご支援ご協力をお願いします。

※寄付金控除を受けることができます。

心のほうせき募金箱

市内の商店や行政機関に「心のほうせき募金箱」を設置しています。

皆様からの善意は、生活困窮世帯への貸付の原資として、また社会福祉事業等へと充てさせていただいております。お見かけの際には、是非ご協力をお願いします。



福祉募金自動販売機

社会福祉協議会では、福祉募金つきの自動販売機を設置いただける企業・商店を探しています。自動販売機の飲料水1本の購入につき、赤い羽根共同募金や社会福祉協議会へ6円寄付される仕組みになっています。購入する方や設置先の企業・商店には負担がなく実施できます。ご協力をお願いします。

福祉募金自動販売機 設置先 (平成27年11月現在)			設置順
◆ 西部福祉センター	◆ でんすけ	◆ セレスティン我孫子	
◆ こどもおとしよりクリニック	◆ (有)松山	◆ 布佐平和台自治会	
◆ 湖上園	◆ 我孫子市水道局	◆ 我孫子市社会福祉協議会	
◆ コスモ調剤薬局	◆ 我孫子市クリーンセンター	◆ ロックス	
◆ 山洋建設	◆ 我孫子南近隣センター (けやきプラザ8・9階)	◆ 田口板金 (レイクウッド)	
◆ 石江商店	◆ あびこ市民活動ステーション (けやきプラザ10階)	◆ 村越材木店	
◆ あびこ測量	◆ 田口板金	◆ ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ	
◆ 天王台皮膚科クリニック	◆ 湖北台市民センター	◆ 五本松公園前	
◆ 湖北台 囲碁クラブ	◆ 北柏テニスクラブ	◆ 水の館	
◆ 近隣センターこもれび		◆ 下ヶ戸精米所 太平	…他
◆ ホテルマークワン我孫子			

寄付金等に関するお問合せ先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539

じぶんの町を 良くするしくみ 共同募金運動

赤い羽根共同募金 (10月1日～12月31日)

※集まった募金は、千葉県内で活用されています。



歳末たすけあい募金 (12月1日～12月31日)

※集まった募金は、我孫子市内で活用されています。



問合せ・連絡先

我孫子市社会福祉協議会 ☎7184-1539
(千葉県共同募金会 我孫子市支会 事務局)